

四万十市 IT 資産管理システム導入・運用保守業務 仕様書

本仕様書は、本市が実施する IT 資産管理システム導入事業に係る委託先の選定に関し、本市が契約する事業者に要求する最低限の仕様を示すものである。

1 業務名

四万十市IT資産管理システム導入・運用保守業務

2 目的

四万十市（以下、「本市」という。）は IT 資産の適正な管理及び情報セキュリティの強化を図るため、これらの一元的な把握及び操作ログ等の可視化、リモートメンテナンスなどが可能な IT 資産管理システムを導入し、端末管理業務の効率化、ソフトウェアライセンスの適正運用、並びに外部媒体の利用制限等によるリスク管理体制の強化を図り、地方公共団体としての内部統制及び監査対応への品質向上を目指す。

3 履行期間

構築期間：契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日まで

利用期間：令和 8 年 2 月 1 日から令和 15 年 1 月 31 日まで

4 業務範囲

(1) 本システムが稼働するために必要なソフトウェア等の調達

※導入する IT 資産管理システムは、令和 7 年 4 月 1 日時点において 20 団体以上の地方公共団体で継続して運用されていること。

※本システムが稼働するためのハードウェアについては本市が所有する仮想基盤サーバを利用するため、本調達範囲外とする。

(2) IT 資産管理システム構築業務

本市が整備する仮想基盤サーバ上に下記の 3 つのネットワーク系統に対応した仮想サーバをそれぞれ 1 台ずつ構築すること。

ア マイナンバー事務接続系

イ LGWAN 接続系

ウ インターネット接続系

各仮想サーバに IT 資産管理ソフトをインストールし、ネットワーク系統ごとに統合的なシステム管理が可能となるように構築すること。

構築業務に関する最低限の作業工程は次のとおりとする。

ア システムの基本設計、詳細設計

イ システムの設定、セットアップ作業

ウ システムの接続試験・動作検証

(3) 研修業務

管理者向けの操作研修、操作マニュアルの提供業務

(4) パッケージ提供業務

パッケージシステム及び運用環境の提供及び保守業務

(5) 運用支援業務

システム本番稼働後の運用支援業務

(6) クライアント端末設定

IT 資産管理システムのクライアント設定は本市で実施する。このため当該設定に要する手順書を提示すること。

5 基本情報

(1) 基本情報

利用端末台数 (OS:Windows) 最大 1,200 台

利用端末を利用する人数 最大 700 人

※おおよその端末内訳は次のとおり

マイナンバー事務接続系端末：250 台

LGWAN 接続系端末：700 台

インターネット接続系端末：250 台

※本市は LGWAN 接続系端末からインターネット閲覧することを可能とするため、RemoteApp による RDS 環境を構築している。LGWAN 接続系端末からインターネット接続系への RemoteApp による最大接続数は 300 で、すべての LGWAN 接続系端末から利用している。

(2) 仮想サーバに係る前提条件

仮想サーバの動作要件等については、下記に示すリソース内で動作可能であること。

OS	Windows Server 2022
CPU	8 Core
メモリ	16 GB
ディスク容量	500GB
ウイルス対策ソフト	トレンドマイクロ APEX ONE

(3) クライアント PC 等に係る前提条件

クライアント PC は、本市ネットワークに接続された既存の端末を使用し、動作要

件等については、下記に示すスペック、仕様で動作可能であること。

OS	Windows11 （一部 Windows10：移行までの間）
CPU	Core-i3 第8世代以降
メモリ	8GB 以上
ディスク空き容量	10GB
ネットワーク	有線 LAN または、無線 LAN
ウイルス対策ソフト	トレンドマイクロ APEX ONE
Device CAL	Windows Server Device CAL 2022

※その他、システムを導入するにあたり必要なソフトウェア等がある場合は、導入費用に含むものとする。

(4) ネットワーク環境に係る前提条件

マイナンバー事務接続系、LGWAN 接続系、インターネット接続系でそれぞれ独立した IT 資産管理システムが稼働すること。各ネットワーク間を超える通信は原則発生させないものとし、保守運用上必要な場合は本市と調整のうえ行うこと。なお、出先機関等では IP 体系が異なっているが、各ネットワーク系統のシステム管理下に包含させること。

(5) リモート保守を行うデータセンターに求める要件

ア 障害時や保守時に迅速な対応を可能とするため、受託者は本市とセキュアにリモート接続可能なデータセンター環境を整え、契約完了までその環境を保持すること。

イ 本市へリモート接続する受託者のリモート保守拠点は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の国際規格「ISO27001」を有したデータセンターであり、データセンター内からリモート接続すること。

ウ 本市と接続する受託者のリモート保守拠点は高知県情報ハイウェイ網または、受託者による独自の VPN 閉域網にて接続されること。

・高知県情報ハイウェイ接続方式で接続する場合

ネットワークの接続に係る費用は本仕様に含めるものとする。但し、接続に要する機器については、本市の L2 スイッチを使用しこの設定変更に関しては本市が行うものとし、高知県情報ハイウェイと接続するための VPN ルータについては受託者にて準備すること。

・受託者による独自の VPN 接続網で接続する場合

ネットワークの接続に係る費用は本仕様に含めるものとする。VPN 閉域網に関しては独自に受託者にて回線業者との契約を行い、ONU などの回線をサーバ

室まで引き込むこと。

6 システム稼働環境に係る要件

(1) 基本的事項

ア 現行のクライアントでの動作を保証し、ソフトウェアのインストールが必要な場合には、設定マニュアル等により容易に職員がソフトウェアのインストールができること。

イ システムに必要なソフトウェア及びライセンスは、全て受託者が用意すること。

7 システムに求める機能

(1) 機能要件

ア オンプレミスかつ、管理サーバとの接続が遮断されてもクライアント側のみで動作すること。また遮断されている間のクライアントの操作ログ等について、再度接続された際に管理サーバへ共有されること。

イ 契約期間中は別途費用の発生無く、常に最新バージョンで提供できるライセンス形態であること。

ウ Web やアプリケーション等の通信、ファイルの操作、接続されたネットワーク等のログの収集、分析ができること。また、CSV 等でログの出力ができること。

エ Bluetooth 接続、無線 LAN アクセスポイントへの接続、TCP/IP 通信等によるネットワーク接続が行われた際、通信デバイスの情報を記録できる。

オ 監視ネットワーク内において IP アドレスの振られたすべての機器が機器側でのアプリのインストール等なく確認できること。また、あらかじめ登録されていないクライアントコンピュータが接続された場合、そのコンピュータ情報を取得し、一覧表示できること。

カ 外部記憶媒体の使用制限がユーザ、端末、記憶媒体それぞれ柔軟に設定できること。

キ 外部記憶媒体の管理台帳に登録されている USB メモリ等について、利用者が USB メモリ等をクライアントコンピュータに接続する等で管理台帳に登録されているデバイス名、シリアルナンバー、ベンダーID 等と照合が行われ、その所在確認を一括管理できること。また、外部記憶媒体の紛失時に端末への着脱日時と記録されたファイル名、作成日時、更新日時、ファイルサイズ等の情報を利用して、外部漏洩の危険性があるファイルを抽出できること。

ク システムに登録された資産管理情報を台帳化して管理できること。また、CSV 等で入出力できること。

ケ クライアント PC にインストールされているアプリケーションの確認ができること。

(2) 操作性・機能性

操作者が、コンピュータに関する特別な知識や経験が無くても、簡単に画面遷移や操

作項目を選択できるインタフェースを採用していること。

特に、構成において業務目的の情報又は処理に到達できるよう効率的な画面遷移を取り入れるほか、過度な装飾等によって画面展開が遅延しないように配慮していること。

8 職員システム利用研修

(1) 研修要領

受託者は、本システム稼働日までに、管理職員向けの操作説明会を管理職員が理解し、必要最低限の操作が行えるまで実施すること。

9 運用・保守における事項

(1) 保守に関する要件

ア システムの安定稼働に伴うサポート、障害時の対応、質疑対応、年度切り替え等の支援を実施すること。

イ 全てのソフトウェアは、受託者又はメーカーが保守対象としているバージョンを使用すること。システムのバージョンアップやアップデート等の実施については、業務への影響を抑えつつ、できるだけ速やかに適用すること。

ウ 保守に必要な操作を極力自動化する等、保守費用を抑えること。

エ システムの問合せ窓口を設置し、対応・管理すること

オ 軽微な設定変更（例：OS セキュリティパッチの適用）等について、本市の要請により対応または支援すること。

カ ライセンス数等の増減による保守運用費は変動しないものとする。なお、ライセンスの増加等が必要となった場合、サーバリソースの利用状況をふまえて、追加可能なライセンス数等を別途協議することとし、本市にて必要なライセンス等を購入するものとする。

キ 本仕様に基づいて構築するシステムに関する本市からの問合せは受託者が一元的に受けつけること。

(2) 運用に関する要件

ア 本市が問合せする時間は、次のとおりとする。

電話受付：平日 8：30～17：15

（土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く）

メール受付：365日24時間

イ 障害対応について、原則営業時間中は問合せ受付時から、営業時間外は次回営業開始時から即時に対応を開始すること。

ウ 障害対応について、本市が必要と判断した場合は、1営業日以内に保守要員を現地に派遣し対応を実施すること。

エ 障害対応について、対応した結果は速やかに本市へ報告すること。

(3) 運用支援

ア クライアント数の増減

クライアント数が増減する場合、設定等は本市で実施するためセットアップの方法を説明すること。また、手順が複雑な場合はマニュアルを作成する等のサポートを行うこと。

イ ソフトウェアの変更

法・制度改正などに伴い、ソフトウェアに変更又はバージョンアップが必要となった場合、本市に報告の上、必要な対応を行うこと

10 成果物の納品

予定する成果品は、システム及びこれに付随する一切の機器、資料（「7 システムに求める機能」を利用するためのマニュアル手順書を最低限含むこと）等であり、これらを本市が指定する期日（令和8年1月31日）までに納品すること。資料については、電子媒体を納品するものとする。なお、成果品の内容の詳細については、別途協議の上、決定するものとする。

11 その他

(1) 秘密保持

導入事業者は、本事業において知り得た全ての情報を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。また、本市が許可し、導入事業者から委託を受けた者についても守秘義務を遵守する契約を締結し、導入事業者の責任において管理・監督を行うこと。なお、契約終了後も同様とする。

(2) 本業務の支払い

システム構築費、初年度1年間に必要なライセンス費等、構築に必要な費用は令和8年2月1日から令和15年1月31日の84ヵ月間の月払いとする。また、ライセンス期限の延長以外に係る保守運用費は84ヵ月間の月払いとする。

(3) その他

その他、本仕様書に定めのない事項及びやむを得ず変更を行う必要がある事項については、本市と導入事業者が協議のうえ定めるものとする。